

むつ都市計画ごみ焼却場の変更

むつ市都市整備部都市計画課

2019.5.15 素案説明会

大会議室 A

第4章 全体構想

4-3 都市環境形成の方針

(1) 自然環境の保全・活用

	整備・保全等の方針
1) 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■森林保全エリアを中心とした自然環境は、本市の財産であるとともに、市街地からの良好な風景を醸し出していることから、自然環境及び自然景観の保全・再生を図ります。 ■市街地に散在する樹林地はやすらぎのある市街地景観の一翼を担う貴重な自然であり、維持保全に努めます。 ■ジオサイト周辺は景観の保全を図ります。
2) 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■市街地周辺の水田などの農地は、農業振興を促進するとともに、生活環境との調和を図り、営農環境及び田園地域の環境の保全・再生を図ります。

(2) 都市景観

	整備・保全等の方針
1) 自然景観	<ul style="list-style-type: none"> ■本市の豊かな自然景観を維持するため、市街地の拡大を抑制し、自然景観及び農村景観の保全を図ります。
2) 市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ■既存の住宅地においては、地域の個性・特徴を生かした景観づくりの基本理念を官民協働で定め、これに基づいた統一感のある街並み景観の創出を目指します。 ■むつ地域の中心商業拠点、伝統・文化を活かした街並み景観の向上を目指します。 ■都市景観は、街路樹の設置など良好な街路景観の創出に努めます。 ■下北駅、大湊駅周辺は本市及び本市の観光・交流の玄関口としてふさわしい景観、環境づくりを目指します。

(3) 都市環境

	整備・保全等の方針
1) 福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■バス交通の充実や、鉄道と他の交通機関との交通結節機能の強化を図るなど、誰もが容易に移動できる公共交通機関の利便性の向上を図ります。 ■高齢者と子育て支援施設などの福祉施設を配置し、地域での福祉の充実を図ります。 ■公営住宅などによる居住面での居住支援を図ります。
2) 環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活に必要な機能の集約を図るとともに、安心安全な道路や利便性の高い公共交通機関を配置し、「歩いて暮らせるまちづくり」を展開していきます。これにより、過度な自動車依存の抑制を図ります。 ■廃棄物の減量と処理機能・体制の充実を図り、循環型社会の構築を目指します。 ■下水道、及び下水道類似施設の整備による河川・水路の水質の維持、汚濁の防止、解消を図ります。

むつ市都市計画マスタープラン

3) 地域環境形成の方針

- 陸奥湾の海岸沿いの景観維持、魅力の向上を図ります。
- 農地保全エリアの田園地帯などは田園・里山の景観・環境の維持再生に努めます。

4) 地域づくりの方針

地域づくりの方針について以下の図にまとめました。

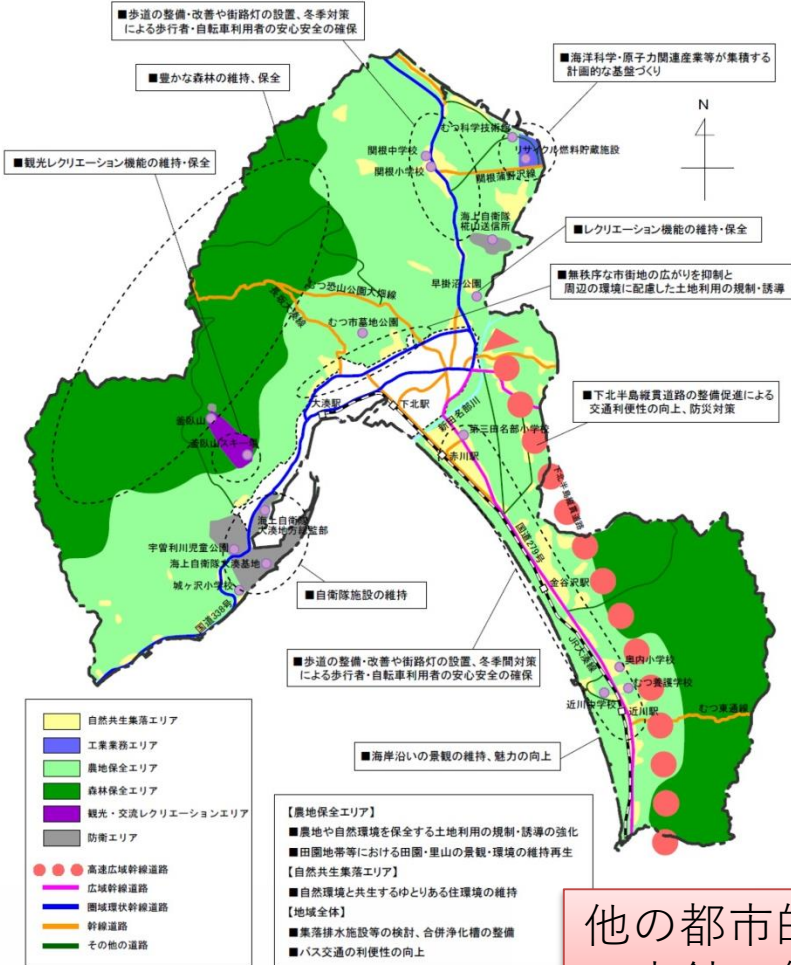


図 地域づくり方針図

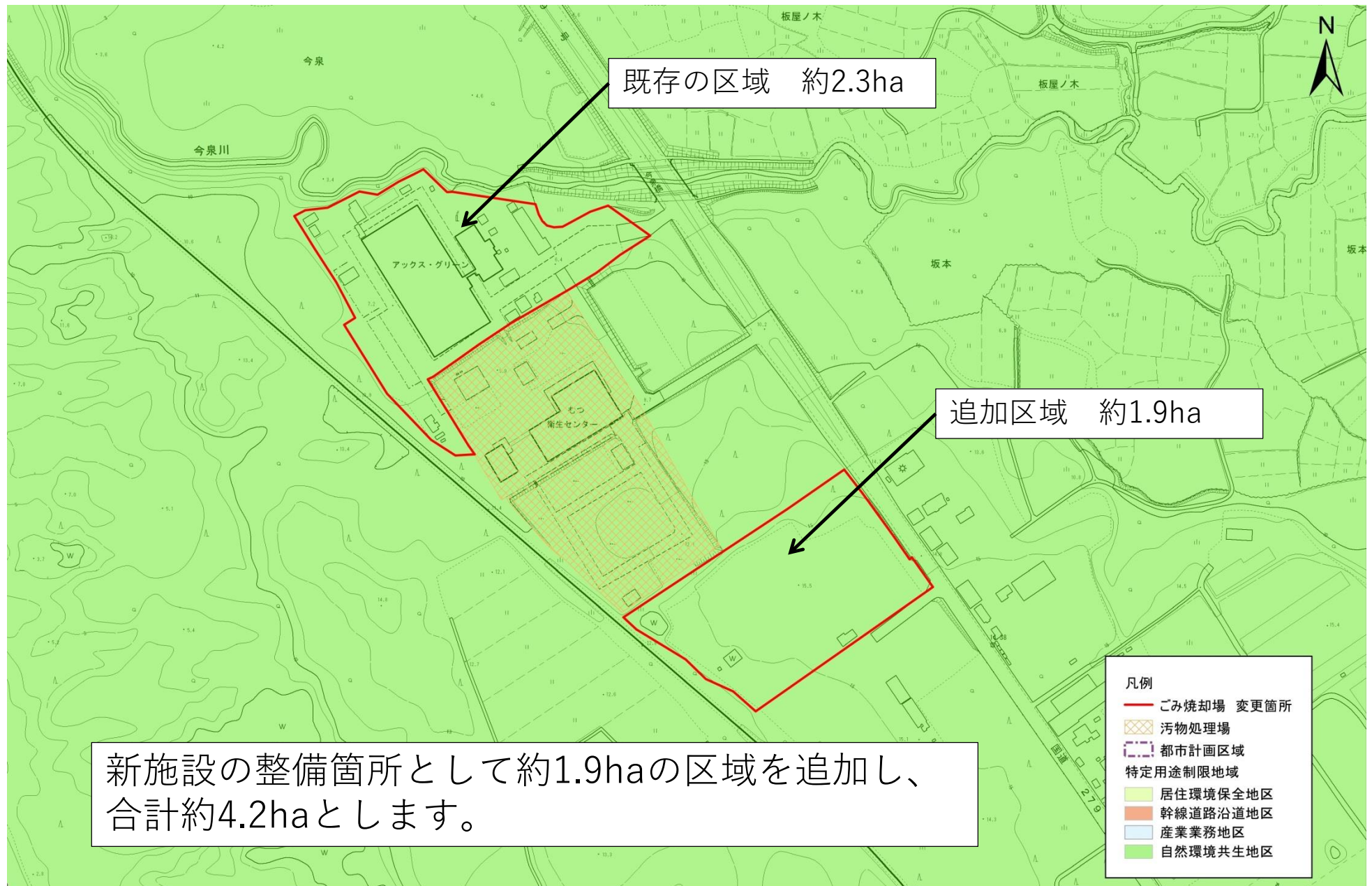
他の都市的利用の方針は無い

ごみ焼却場アックス・グリーンは平成15年3月に竣工し、地域の重要なごみ焼却場として稼働し都市環境の良好な形成に寄与してきました。

現在、施設が老朽化し、焼却に必要なLPガスや電気料金の増大により、施設の持続可能性が難しい状況にあります。

そのため、維持管理が容易で経済性に優れた施設へと更新するとともに、排熱を有効利用し電力を得ることで融雪に活用するなどのエネルギーのリサイクルや、環境学習のための見学施設を整備するなど循環型社会の形成に資する施設にします。

このことから、都市施設であるごみ焼却場を変更し、施設の良好な維持管理及び循環型社会の形成により、都市の健全な発展を進めるものです。

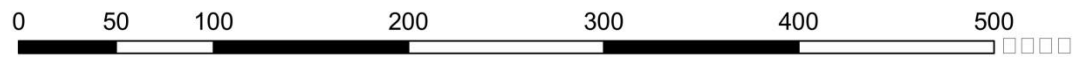


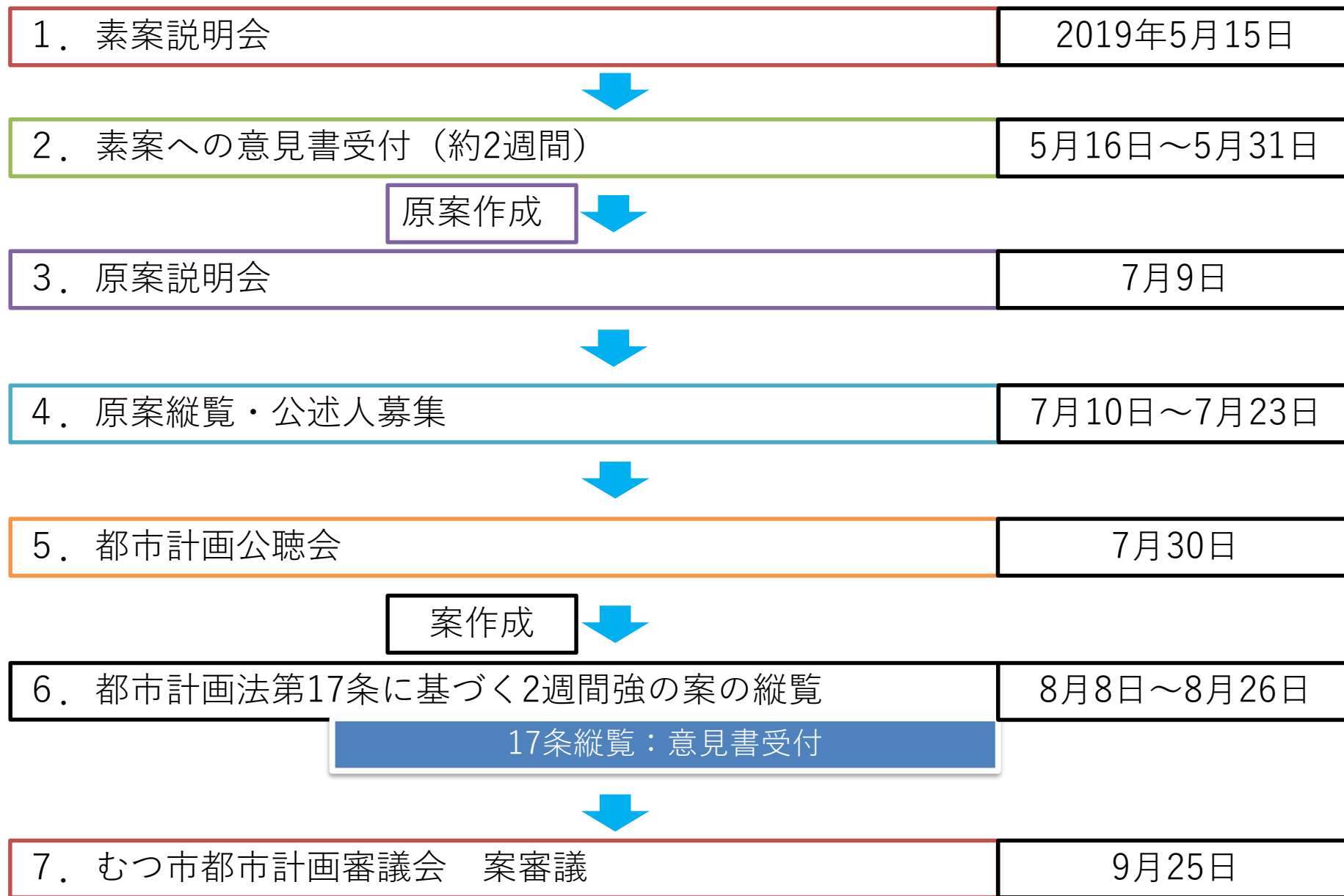
既存の区域 約2.3ha

追加区域 約1.9ha

新施設の整備箇所として約1.9haの区域を追加し、
合計約4.2haとします。

- 凡例
- ごみ焼却場 変更箇所
 - 汚物処理場
 - 都市計画区域
 - 特定用途制限地域
 - 居住環境保全地区
 - 幹線道路沿道地区
 - 産業業務地区
 - 自然環境共生地区





スケジュールは変更する場合があります。市ホームページをご覧ください。

参考様式を作成していますので、よろしければご活用ください。

- 参考様式の入手方法
 - 素案説明会での配布、市ホームページからのダウンロード、市本庁舎都市計画課窓口カウンター

記入必要事項

- 住所、氏名、電話番号
- 職業、お勤め先（任意）

意見提出方法は、郵送、Eメール、または直接提出とします。

電話や口頭での意見は受付しませんのでご了承ください。

意見書受付期間：**2019年5月16日（木）～5月31日（金）**

意見書提出先

- 〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市都市整備部都市計画課 都市計画係
- Eメール：toshikeikaku@city.mutsu.lg.jp